

第十三回 参議院文部委員会會議録第十九号

昭和二十七年三月二十日(木曜日)午前
十時四十一分開会

委員の異動

三月十九日委員平岡市三君、工藤鐵男君及び河崎ナツ君辭任につき、その補欠として草葉隆圓君、安井謙君及び藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 加納 金助君
高田 なほ子君

委員

川村 松助君
木村 守江君
草葉 隆圓君
黒川 武雄君
白波瀬 米吉君
安井 謙君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
相馬 助治君
矢嶋 三義君

國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君
政府委員 文部省初等中等教育局長 田中 義男君
文部省大学学術局長 稲田 清助君
文部省管理局長 沓藤 直人君
事務局側 常任委員 石丸 敬次君
会専門員

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員

説明員

文部省管理 局庶務課長 福田 繁君

○私立学校振興会法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

私立学校振興会法案の逐条審議に入りたいと思ひます。各章ごとに政府委員から朗読を願ひまして、各章ごとに質疑のあるかたに質疑をお願いいたしたいと思ひます。

第一章 総則

(目的)

第一條 私立学校振興会は、私立学校の経営に必要なる資金の貸付、私立学校教育の助成その他私立学校教育に對する援助に必要な業務を行い、もつて私立学校教育の振興を図ることを目的とする。

(法人格)

第二條 私立学校振興会(以下「振興会」といふ。)は、法人とする。

(定義)

第三條 この法律において「私立学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校をいう。

2 この法律において「学校法人」

とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

(事務所)

第四條 振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 振興会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五條 振興会の資本金は、三億九千万円と第三項の規定により出資された債権の額に相當する額の合計額とする。

2 政府は、振興會對して、前項の三億九千万円を出資するものとする。

3 昭和二十一年四月一日から振興会成立の日の前日までの間に、地震、震災その他の災害のため被害を受けた私立学校(学校教育法第九十四条の規定により廃止された法令による私立学校を含む。以下この項並びに第二十七條の建物、復旧費及び私立学校の経営費のため政府から私立学校を設置する者又は都道府県に對して貸し付けられた貸付金の債権(以下「旧債権」といふ。)及びこれらの債権を担保する権利は、振興会成立の日において、政府から振興会が承継するものとし、その債権の額に相當する額は、政府から振興會對して出資されたものとす

4 振興会は、必要があるときは、文部大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

5 政府は、前項の規定により、振興会がその資本金を増加する場合においては、予算に定める金額の範囲内において、振興会に出資することができる。

(定款)

第六條 振興会は、定款をもつて左の事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 評議員会及び評議員に関する事項

七 業務及びその執行に関する事項

八 会計に関する事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第七條 振興会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

3 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

ない。

(名称使用の制限)

第八條 振興会でない者は、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(解散)

第九條 振興会の解散及びその解散した場合における残余財産の処置については、別に法律で定める。

(法人に関する規定の適用)

第十條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不行爲能力)、第五十条(法人の住所)及び第五十四条(理事の代表権の制限)の規定は、振興会に適用する。

○委員長(梅原眞隆君) 第一章に對して質疑のあるかたは御質問を願ひます。

○矢嶋三義君 私はこの第一条についてどういふようでありますか、もう一回明確な御答弁を願ひたいと思ひます。と申しますのは、私立学校の教育の振興に當つて、私立学校教職員員の現在置かれておるごとの待遇というものが余りにも貧弱で、私学の振興に相當の支障を來たしてゐる、その解決策の一つとして、公立学校教職員共済組合に準ずるところの私学の共済組合を設立して欲しいという要望が多年に亘つて強力に続けられ、文部省においてもその必要性を認めて努力されて來たことは多々あるのでございしますが、先般の委員会で近藤局長は、私学の経営に對するところの資金の貸付と教職員共済事業に對するところの助成とを

並行的に全く同等でやられるかのよう
に発言し、それが又正しいのだと、こ
ういふことを言葉巧みに表現されてお
られるわけです。従つてそれを聞けば
私立学校共済組合というものは単独に
作らないが、この法案によつてそれに
代るべき使命を果させるのだというよ
うに聞えますし、一応お言葉だけでも
安心するやうでございますけれども、
併しながら文部大臣の提案理由説明要
旨の第四項並びに管理局長の説明要旨
の第五、その両方ではつきりしておる
点は、この法案というものは、私立学
校の経営に關し、必要な資金の貸付
とその助成、これが主であつて、教職
員の共済事業というものは従である
といふことは、大臣並びに局長の説明要
旨ではつきりしておるわけなんです
ね。局長の先般の委員会の言明と私は
相当相違があると考えたわけです。そ
こで私が伺ひたいしたのは、私立
学校教職員共済事業と公立学校の教
職員の共済事業と同等程度に實質的に
行つた場合には、如何なる具體的な対策
を持たれておるか、如何に処して行こ
うとしておられるかといふことを私は
ここでつきり承わりたいのであります
。この法案を出されて、先般答弁さ
れたやうなことで如何にも解決したよ
うでございますけれども、プリントし
て配られたところの提案趣旨にはつき
りそれが明記されておりますが、局
長の弁明と相違するので重ねて伺ひ
するわけでありまして。

とは、第二十二條に四つに分けてま
し、明らかにございます。而してこの振
興金の主たる業務は、経営のための必
要な資金の貸付である、従たる業務は
福利厚生その他私立学校教育の振興上
必要と認められる事業を行うものに対
する助成であるといふふうには考へて
おりませんので、先般申し上げましたよ
うに、これは私立学校の経営のために
必要な資金の貸付を行い、又それと並
行しまして私立学校教職員の研修、福
利厚生等の事業を行うものに對して助
成を行うといふことは、同時に私は事
業の内容として考へるべきものと思つ
ております。従ひまして、お説にござ
いました、経営のための貸付が主で
あり、福利厚生が従であるといふふう
には考へておりません。その点をもう
一応はつきり申し上げておきます。然ら
ばこの共済事業に對する助成によりま
して、財団法人私学振興会の行われる
福利厚生の仕事は、その内容が公立学
校の共済組合のそれと同等程度であら
ねばならぬといふこととございます
が、我々も少くとも公立学校共済組合
の只今行なつております共済事業の
内容にひとしいもの、又はそれ以上の
内容を持ちたいものとして考へておりま
す。少くとも同等の程度まで事業内容
につきまして、内容的に十分この種の
仕事果せるやうに考へております。
○矢嶋三義君 再度に亘る局長の只今
の言明によつて、私はこの法案の狙つ
ているところが、私立学校教職員の共
済事業を私立学校の経営と全く同等の
立場において解決して行くべく立法さ
れてゐるのであるという説明を承わつ
て、それを私は諒とする次第でござい
ます。次にお伺ひいたしたい点は、私

立学校の経営に關し必要な資金の貸付
とございますこの点についてでござい
ます。と申しますのは、この私立学校
の教職員の給手の実態についての資料
を文部省のほうから出して頂きました
が、それによりまして余りにも、この資
料だけで見ても、余りにも給手が最
劣悪である。特に高等学校の給手が最
もこの表によりましてひどいようであ
るに依存してゐる。ところが授業料を
上げて行くにはおのずと限度がある、こ
ういふことになりまして、私学
の教職員の給手といふものがどうい
う実態になるかといふことが予想され
るわけにございます。この第一條に「私
立学校の経営に關し必要な資金の貸
付」と謳われてゐるわけにございます
が、この項が私はやはりこれに適用さ
れはしないかと思ふのです。即ちこ
ういふことがございまして、役員、それ
から諮問機關の委員がそれ／＼任命され
た場合には、私は國家公務員に對して私立
学校の教職員の給手といふものが余り
にも劣悪である場合には、この振興金
から助成されることと金額を、給手
が或る一定の水準に達するまで、その
貸付金並びに助成をその方面に向ける
やうな、私は助言並びに指導がなされ
べきものと、こゝういふふうに第一條を
私は解釈するのでございます。これ
に對する政府側の答弁を願ひたい。

○政府委員(近藤直人君) お答えいた
します。私立学校の経営に關し必要な
資金の貸付といふものの中に、經常経
営費の貸付といふものが當然含まれる
と解釈いたしております。従ひまして
經常經營費でございますので、学校
の教員の人件費その他の面もこれによ
つて救済されるということが當然であ
り得ると考へます。
○矢嶋三義君 その点もちよつとお
伺ひいたしたい点は、この法律によつ
て貸付並びに助成をして行く、その費
用を、非常にこの國家公務員に比して
劣悪なる待遇にあるにかかわらず、そ
れを顧みることなく、一方的に施設並
びに設備の方面にその貸付金並びに助
成金を使われるといふやうな場合がき
つと起ると思ふ。そういう場合に対
しては如何に善処されるつもりであ
りますか。
○政府委員(近藤直人君) 御意見御尤
もでございまして、只今のところ
は、この私学振興会の出資金が十分で
ございせんので、現金出資が三億九
千万円といふ現状から考へまして、や
はり初年度から次年度あたりにかけま
してはこの經常經營費の貸付がどうし
ても主にならざるを得ない。設備施設
の貸付にまでは及びかねるというふう
にむしる考へておりますので、万一災
害等がございまして、学校といいたしま
して、相当多額の設備資金の貸付の要
望があつたといふやうな場合におきま
しては、やはり別段の考慮をいたさね
ば、これでは、この金額では間に合わ
ないのではないかと考へております。
今のところは考へております。

○加納金助君 只今私立学校の経営に
關し必要な資金、その中には教職員の
俸給、つまり經常費の貸付を含む、こ
の問題はこれは実に重大なことで、今
計上されるやうな金額を以てしたなら
ば、殆んど二階から目薬くらゐのとい
ふので、「その通り」と呼ぶ者あり」
何もできないやないですか。或いは
学校の校舎の設備或いは校舎の建設と
か、器具機械の設備、そういうものに
眼目を置くべきぢやないですか。そこ
をちよつとお伺ひしたい。
○説明員(福田繁君) 仰せのやうな点
は十分ございまして、この点につきま
しては、法案としては将来貸付金が非
常に大きくなつた場合には、校舎の建
築その他の施設の充実といふ面にも相
當貸付を行ひ得る予定で、かなり広く
書いておるのでございまして、この第
一條の経営に必要な資金の貸金と申し
ますのは、經營費の中でも經常的な経
費と、やや臨時的な経費或いは設備の
充実、施設の拡充といつたやうな面も
あるわけでありまして、そうした両方
を含むやうに法案としては将来のこを
考へて書いておりますが、資金の關係
から申しまして、只今局長から申され
たやうに、主として当初は經常的經營
の貸付から出発したい、こゝういふ趣旨
でございましてお答えいたします。
○荒木正三郎君 主として第五條に關
係をしてお尋ねをいたしましたが、この
第五條の第一項に「振興会の資本金
は、三億九千万円と第三項の規定によ
り出資された債権の額に相當する額の
合計額とする。」、そして第二項に
は、これは政府が出資すると、こゝう
いふやうになつてゐるのですが、今年
の予算では一億五千万円が計上してあ
つたやうに思ふのですが、あとの残額は
どういふやうになるのですか。
○政府委員(近藤直人君) お答えいた
します。資本金のうち、現金出資は三
億九千万円とここに書いてございま
すが、このうち昭和二十七年の予算に計
上された金額が二億六千万円、而
してその差額の一億三千万円は昭和二
十六年度の学校災害貸付金の節約額を

流用いたしまして、これに振向けるという事で、この点につきましては大蔵省方面と完全に了解が付いております。

○荒木正三郎君 これは前、この提案説明があつたときは二億六千万円でしたか、今年の予算が……。それで残額は来年度の予算においてとの事だ、こういう説明を私聞いておつたのです、それは間違ひですか。

○政府委員(近藤直人君) さうな御説明を申した記憶がございせんが、二十六年度の分として一億三千万円、これは二十六年度の学校災害貸付金の中の節約額が一億三千万円、これをこれに出資する。それから別に二十七年年度の予算で二億六千万円、すでに予算が確定しております。且下審議中でございまして、予定いたしておりますので、合せまして三億九千万円、さうに申上げたはずでございまして。

○荒木正三郎君 それで事情はわかりました。そこで昨年度、いや本年度において私立学校の災害復旧に組まれた予算を使わないで、これのほうに廻すという事は、お差支ない、この事の事情なにかどうか、多少私は疑問に思ふのですが、予算として災害復旧のために割当てた金を使わない、節約といふことはいいんですけれども、使わないでそれを一つに廻して来るという事は、いわゆるさういうことができるのかどうか。やはり疑問に思ふのですけれども、一旦決定された予算を政府の考えで勝手にほかの用途に用いるというふうなことが、その点をお説明願ひたい。

○政府委員(近藤直人君) その点につきましては、お答え申し上げますが、今年の職災復旧費は約九億九千万円貸付けておる。

○荒木正三郎君 それは私立学校ですか。全体ですか。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校です。

○荒木正三郎君 私立学校だけですか。

○政府委員(近藤直人君) だけでございます。そのうちから職災復旧のうちには自己資金によつて早く復旧した学校も相当ございまして。又貸付金でございまして、やがては返さなければならぬので、だから自己資金を調達した、例えば寄附金によりましてとか、ミツシヨンのスクールなどは寄附金によつて復旧する、そのうち面もございまして、その貸付金を辞退する向も出て参つております。それらもございまして、この予定の九億九千万円を全部貸付けるという事は現実にならぬわけでありまして。そこで節約額が生じたわけでございまして、これをまあ今度の出資に当てるというふうに考へておるのであります。

○荒木正三郎君 その点は大体わかりましたが、加納さんからも御意見があつたのですが、振興会の資本金は二億四千万円になる、併し政府の出資は結局三億九千万円、残りの十七億幾らかは、これは貸付けた金を回収して、それを資本金に当てる、さういうことになる。そうするとこの回収がうまく行かないという事になると、この振興会の事業も自然うまく行かない、やういふことになると思ふ。それから一面回収がうまく行くという事は、これは非常に無理が伴う場合には、却つて私学の振興に障害を与える

場合があると思ふのですが、さういふ点についてどういふふうなお考を持つておられるのか、大体無理のない状態で、この貸付けた資金が回収される見込があるのかないのか、さういふ点を御説明願ひたい。

○政府委員(近藤直人君) この貸付金でございまして、今日まで十七億五千万円の額に達してございまして、これが丁度本年の四月以降から回収されるわけでございまして。その見込が、我々といひましては、これは全部契約であり、はつきりした担保もございまして、普通の状態におきましては必ず返つて来るものというふうに考へております。併しながら、学校のいろ／＼な事情によりまして返還が不可能である、或いは非常に困難なために条件を変えてくれというふうな話は、当然私たちがいたしましては考へておるのであります。さうな場合には、その個々の事情に応じて具体的に検討いたしまして、条件の変更或いは債権の免除といふことも当然あり得ると考へております。それらの点につきましては、今後具体的の場合に當つて参りません、はつきりしたことをここで申上げられませんが、さういふことも当然あり得ると思ふ。さういふ場合には、この経営費の貸付金によつて生じまする利益金の中から、その免除額に相当する額を利益金から控除いたしまして、これを特別積立金という事にいたして同額を積んでおる。従ひまして仮に例を挙げて申上げますと、金部十七億五千万円が返らないといひますれば、それと同額ものが特別積立金として積まれるという

ことを予想いたしております。又これは極端な場合でございまして、具体的場合にはなりません、はつきりしたことは申上げられませんが、只今のところでは契約に従ひまして元利が返つて来るものと考へております。

○荒木正三郎君 次に第五項第四項に關係しておるのですが、振興会は必要があるときは資本金の増加をすることができ、この項ですが、この資本金の増加を必要とした場合、これは全部政府出資になるのか、或いは他からの出資を求めることができるのか、その点が一つです。それからもう一つは「必要があるときは」と書いてありますが、振興会の資本金が二十一億四千万円では足りないといふことは政府の説明の中にもあるわけなんです。これは足りないことはわかり切つておるわけなんです、当然、だから将来増額しなければならぬといふことも考へられるわけです。それについて政府のほうでは将来政府出資によつてこれを増額するやうな考へを持つておられるのか、さういふことが一つと、先ほど言つたやうに資本金の増加の場合には全部政府出資になるのか、その点を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(近藤直人君) 資本金の増加の場合には、一応ここでは全部政府出資を考へておりますけれども、只今お話のやうに、他からの出資を受けることも必ずしも私は不可能ではないといふふうに考へております。併しながらその実際の場合におきまして、大部分がやはり政府出資にならざるを得ない、政府出資によつてこそ初めてこの特殊法人の事業の運営が円滑に行くのではないかといふふうにも考へてお

ります。やはり政府出資が主になるであらうといふことをお答え申したいと思ひます。将来はこれは申すまでもないことでございまして、機会あることにこの増額につきましては努力して参りたい、かやうに考へております。

○相馬助治君 この際文部省に伺つておきたいと思ひますことは、この私立学校振興会法案といふものを作ること、は、私立学校関係者のために恩恵的に作つてやるべき性質のものでなくて、日本が文化国家であるといふことを言つておる限りにおいては、政府みずからがこれは積極的にさういふ法律案を作り、その財政的援助をしてやらなければならぬといふことは白明の理だと私は思ふのであります。従ひまして、私はやはりこの法案では第一章、特に第五項關係が要をなすと、さういふふうに考へておるのであります。従ひまして第五項に連關いたしまして、二、三の質疑をいたしたいと存じます。先ほど荒木委員の質問に對して局長の答への中に、職災復旧の費用の節約分を廻すと、さういふやうな答へがござい

ましたが、その答へを聞くと、私立学校關係者が政府に要求した借金を全部賄つていて、而もおつりが来るのか、さういふことを、これは事實と相違すること極めて違ひと私は思ひます。即ち節約といふ言葉の中に盛り込んでおるものの考へ方について私は疑問を持つのですが、そこで文部省として、一億三千万の金を国家財政の中からは、当初予算からなまでも努力をしたのだらうと推察いたします。さういふ努力をしたかどうか、それが大蔵省との關係で以て断られて、止むを得ずさつき荒木委員に答へたやうな形に

おいて一億三千万円が出されておるのかどうか。それに附帯して一体私立学校関係者が国に対して資金の融通を要求したときにどの程度に今まで文部省は賭つていたのか、見てやつていたのか、こういうことを附加してこれについての説明をお願いいたします。第二点はこういう法律案が成立いたしますと、或る一定度の財政的援助が私立学校側では確保されますが、それ以上ものを要求する場合に、むしろこういう法律があるために手かせ足かせになることがあると存じます。それはどういう意味であるかと申しますと、或る特定の私立学校が大規模の復興なり、或いは新たな建設をする場合に、他の公共団体或いは宗教団体等より融資を頼むという場合に、本法が邪魔にならないかどうか、この点についても一つ御説明願いたいと存じます。

第三点は、或る特定の人が非常に大きな篤志寄附をこの私立学校振興会にいたしました場合に、而もそれを資金として、資本金として使えという、使用を紐付きにして大口寄附がなされた場合、本案の建前から言うと、どういうことに相成るのであるか、即ちその殖えた分を、政府も又それに見合つて何か考へるとするものであるか、それは特別な寄附であるから、そういうことは考へないとするのであるかどうか。これらについて一つ御答弁をお願いしたいと思います。

○説明員(福田繁君) 先ず第一点の今年度の戦災復旧費等の節約額のことです。従つてこの予算の額から申しますと、数学的に将来の建築計画というものを通過してやるべきでありますけれども、そうでなしに、むしろ私立学校の戦災復旧のために一つの枠を作るというたような形で、九億九千万円がきまつたわけでありまして。従つて局長が先ほど申されましたように、自己資金の調達が可能というようなもの、或いは戦災復旧費の貸付を辞退するというような向きについては、当然にそういうた貸付は行なつておりません。で、然らばその額をほかに廻せばいいじゃないかということも一応考へられますが、この私立学校の戦災復旧につきましては、二十一年度以来、各学校が戦災を受けましたその罹災面積に応じた貸付を行なつておりますので、一つの学校或いは特定の学校に多額にそれを超えて貸付けるということは許されませんので、大体各学校にはその建築計画の対象になりまして工事の七五割を貸付ける、二五割は自己資金でやる、こういうような建前で貸付けておりますので、そういう点からいたしまして、この九億九千万円の中から当然に、節約額と申すと多少言葉が悪いと思いますが、不用額が出て参るわけでありまして。それを今度の私立の振興会に出資として当てたい、こういう趣旨でございます。それから第二番目でございますが、特定の私立学校が新たな大きな建設が何かを計画される場合に、この振興会があるためにこういうた融資の途があるのでは、ほかとの競合が起つて邪魔になりやしないかという御質問のように考へたのであります。

す。それはそれとしまして、これは別個の問題でありますので、恐らくこの運用としても邪魔にならないのではなからうかと考へております。それから第三点でございますが、振興会に對しまして、この資本金に當てるために大口の特殊寄附があつた場合に、どういふ措置になるのかというお尋ねでございますが、この点につきましては、そういう指定寄附があらまされた場合には、当然にこの振興会としては、この寄附の趣旨に従つてこれを運用して行くということになるのであります。その際にも寄附があるから、その寄附の額にもよることではあります。政府としての出資金は要らないのではなからうかということにはならないのであります。將來共にこの私立学校の振興のために相当莫大な資金が要ることが考へられますので、そういうた特定の寄附がございまして、政府出資としてはやはり今後文部省として努力して行くべきだと考へております。

○相馬助治君 只今の質問に対する答弁は了解いたします。最後に一点、この振興会というものは勿論金儲けの会ではないのですから、將來これを運用して行くためには、その構成された役員、それから運用の細則というものを、そういうものがうまく行かなければならぬというところはよくわかりませんが、それにも増して私は必要なのは金だけ、この思ふのです。それで今の私立学校の置かれてゐる現状を見ますと、こういう法律案がでなくとも、あと五年なり、十年なり先にはどうやら一人前に校舎や何かも復旧して、その取繕いができるのではないかと、できると断定して言いませんが、長い先にはできるのじゃないか、むしろ今はこういう私立学校振興会というものができて、莫大なる資本金を以てこの際出資して、この私立学校の急場を救つてやるといふところに私は妙味があるかと、この思ふのです。従つて私はどう考へても補正予算等の機会において本年度十億程度の増資をしなかつたならば、これは有名無実の会に將來なるのではないかと、即ち私の言つてゐることは、來年の千両よりも今年の百両だ、と、こういうことを言つてゐるのであります。そういう意味で、仮にこの政府原案というものの三億九千万云々というやうなことが、いろ／＼な方面との相談の結果、こういうふうに出したものでありましようから、これを訂正しろと私は言つてゐないのですが、ただ訂正しろという烈しい議論をここでやつて見ても始まらないので、これを訂正しろとは言つてゐないが、文部省は補正予算の機会において、もうちよつと具體的な数字を出して、せめて十億程度ぐらいの増資を強硬に大蔵省関係にやる意見があるかどうか、これができなかつたならば、そういう意思がなかつたならば、恐らくこの振興会が生れても、私立学校の職員の給与の問題などというものは、もうてんで解決されないし、校舎の復旧も又私は思うようにには行かない。法律だけが立派にあつても、事實はどうにもならないというところが懸念されますので、それだけの決意があるかどうか。これは局長に聞くのはちよつとどうかと思ひますが、ほかに大臣も次官も見えておりますから、あなたの責任範囲内において一つ御決意のほどをお聞かせ願つて、私立学校関係者に一つ勇氣を与えて欲しい、この思ふのです。従つてその答弁が極めて私を満足せしめなかつた場合には、私は大臣の出席を要求する予定でございます。

○政府委員(近藤直人君) 御趣旨の点は十分承りました。できるだけそういう線に沿ひまして努力いたしたいと考へております。

○高田なほ子君 第一條並びに第五條に關連をしてお尋ねをいたします。私は私立学校の振興のために、この法案の通過に對しては決して誠意を持つておらないわけではなく、むしろ非常に誠意を持つておるつもりであります。が、どうも私の研究不足のせいでありましようか。調べれば調べるほど疑義が出て参りまして、この疑義が明確に解消されましないと、むしろこういう法案はいまほろ／＼といふくらいに激しい結論を出すようになることを私はみづから悲しむものであります。そこでお願いしたいことは、私立学校の振興、これはあらゆる私立学校の振興が成り立ち、その目的が達せられるようになるべきだと思ひますけれども、從來までの傾向をあらわにこちらから向つて参りますと、極めて経営困難なところに国からの助成の恩典が給されてなるといふことを聞いております。これは一つは経営の面にもあるでしようけれども、これはさつき申上げたやうに、相馬さんのお説の通り、金ということが非常に問題になつて来ると思ひますが、こういう僅かの金で、どの学校にも均等にその振興のために助成されるというところは非常に私は疑問だと思ひ、更に先頃から私の主張し、又望んでやまない劣悪な条件にある教職員の特遇というやうな問題について

ことで進行するに従つて教員の福利が保障されるという事は余りにも私は無責任だと思ふ。それからこういうのもおかしいのです。教職員の共済事業に対してはすでに文部省とは十分の打合せが済まされて、財団法人私学振興会から明確な共済事業の施行規程並びに施行細則が出ています。併しこういうものは恐らく勿論委員のかたには手に入つておられない。昨日私実は催促して頂戴したのです。これを読んで見ますと、実に龐大な仕事とされておられるのですが、中を見ますと、誠に飛びつきたりするような条件が網羅されてあります。併しこれは教職員たちのやはり相当な負担において保障されるのであつて、この法律の目的である教職員の福利厚生並びに学校の経営に必要な資金の貸付の均等と並行して行うというよりな真実の意味の保障の線とは非常にズレて来ておる。こういうことがあるならばあるように、私たちにほん少し腹を割つた説明をして下されば、私も何もこれを口外しようというよりな考へは毛頭ない。あなたがたの御説明が欠けているので、私はかくも執拗に言うわけなんです。まあそれはそれでよろこびますけれども、さてこの零細な千二百万円で先ず教員の共済事業を行なつて行く、こういうふうな場合に、一体この利益金というものが入るか入らないかという点について先ず疑問を持つのであります。この第五條をよく読んで見ますと、政府から振興会が旧債権を継承するわけでございますから、つまり債権者になるわけでありまして、そうすると、借りた者、つまり債務者が債権者の側に立つてしま

うというふうな結果になると思ふ。つまり今までの私学振興会ですか、財団法人私学振興会の理事のかたへ、これらはいずれもいさゝと私が調査いたしますと債務者になつて行つて行つたんです。又今度は政府から振興会が旧債権を継承するのでありますから、同時にこれは債権者としての立場に立つわけでありまして、間接的ではありましようけれども、一個の者が債務者であり債権者であるというふうな立場に立つたときに、これが正直に返つて来るとか考えることのほうが私はむしろおかしいと思ふのです。まあ教育者でありますから、返さないという点ではないかも知れませんが、そういう点についてはどういふふうな一休見解をとつておられるのか、一つお伺いしたいと思ひます。

○説明員(福田繁君) 旧債権については回収が可能かどうかという御疑問がいろいろあるようでございますが、従来の関東震災の貸付におきましても、年限こそ多少延びておりますけれども、回収ができております。従つて今度の、この中に言つております旧債権につきましても、相当確実な担保等も設定いたしておりますし、そうした関係におきまして、毎年度償還される額というものが多額な金額には一校当りにいたしますとならないのであります。そういう関係上長期の貸付金でありますので、我々といったましては、これは回収されるものと考へております。なお財団法人私学振興会と、この特殊法人私学振興会というものの二つについての御懸念であります。これは団体といたしましては、全然別個の団体でございますので、その点申

上げておきたいと思ひます。

○高田なほ子君 それは別個の団体かも知れませんが、私立学校振興会が貸付けて共済事業をやらせるので、あなたも別個だと思ひます。団体は別個であつても、運営においては全く密接不可分の関係を持つておいて頂きたいと思ひます。全く別個なんです、本心に……。

○説明員(福田繁君) 運営の面におきましては、共済事業をやるといふこと、それからこの特殊法人から共済事業に対して援助をする、そういう関係はございまして、これは特殊法人でございます。又現在の共済事業を行なつておられますのは文部大臣の認可の財団法人でございます。一応団体としては別個でございます。

○高田なほ子君 もう一点お伺いしたいことは、担保がなければ貸付けられない。これは当然だと思ひますが担保の額がたゞさんであるところはたゞさん借りられるわけ、結局そうする、私立学校の財政規模というものが非常にまちまちだと思ふ。そのまゝまぢない学校は余計に借りたいと思ふのです。その場合の調整を今まではどんなふうになされたのか、又今後どういふふうになされたのか、早稲田とか、慶応のようない試験期ともなれば、うんとお金が入る学校があります。そういうような学校は安心してたゞさん借りられるでしょう。けれども、そうではないところは殆んど借りられない。戦災復興も殆んどできていないというの

は、そういうところに原因があると思ふ。つまり財政規模のない私立学校は戦災復興の資金さえも借りられないで、もうそのまゝ立派になつておるという状態でありまして、そういう調整をどういふふうにしてとつて行かれるのか、その点を一つお伺いいたします。

○説明員(福田繁君) 従来の戦災復興貸付金につきましては、勿論学校によりまして適当な土地、建物等がない場合がありました。併しながらその学校といたしましては、必ず戦災復興として校舎を建てるといふ計画を持つておるわけでありまして、その校舎に対して貸付金を行うわけでありまして、従つてはかたに担保がない場合におきましては、その新たに建てました校舎を担保にとるというふうな便宜な方法で貸付をやつて参つたわけでありまして、今後この振興会の運営の面におきましては、そうした担保をとる場合もあると思ひますが、又場合によりましては、担保なくして貸付を行うというところも考えられますので、そういう面におきましては、この振興会が発足いたしました上で、執行機関におきまして十分研究して運営されることを考へております。

○高田なほ子君 そうすると、今までの戦災復興の貸付で以て全私立学校の復旧は何パーセントくらいできておりましたでしょうか。

○説明員(福田繁君) この前の委員会の際に資料をお手許に差上げてあると思ひますが、戦災復興につきましましては、大学、高等学校、中学校、合せまして三百七十四校でございますが、その罹災面積は三万四千百十坪でありまし

て、現在までの復旧率は、平均いたしまして大学におきましては八七%、高等学校、中学におきましては八六%という数字になつております。

○高田なほ子君 それではあともう一つお尋ねしますが、第四條の事務所であります。この事務所は「必要な地に從たる事務所を置くことができる」といふのであります。これは大体どんなふうにお考えになつておられますか、並びにその事務所の経費、人件費などは一体どのくらい見込んでおられるのですか。

○説明員(福田繁君) 差当りはこの事務所は東京都内に置く予定でございます。将来この事務が非常に殖えて参りました際には、私立学校の相当集中しております地に從たる事務所を置くというのを予定いたしておりますが、差当りは東京都内一カ所を考へております。

○委員長(梅原眞直君) 第一章について他に御質疑はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(梅原眞直君) それではこれを以て休憩いたしまして、午後一時に再開いたします。

午前十一時五十三分休憩

午後一時二十六分開会

○委員長(梅原眞直君) これより委員会を再開いたします。第二章の朗読をして下さい。

○説明員(福田繁君) 第二章を朗読いたします。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十一條 振興会に役員として会長一人、理事一人、理事三人以上五人以内及び監事三人を置く。

(役員職務)

第十二条 会長は、振興会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、振興会を代表し、会長及び理事長を補佐して振興会の業務を掌理し、会長及び理事長にともに事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、振興会の業務を監査する。

(役員任期、任期及び欠格事由)
第十三条 役員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 役員は、任期は、二年とする。但し、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ、再任されることのできる。

4 学校教育法第九条(校長及び教員の欠格事由)の規定は、振興会の役員に準用する。

(代表権の制限)

第十四条 振興会と会長、理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合において、監事が振興会を代表する。

第十五条 会長、理事長及び理事

は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合、この限りでない。

(役員及び職員地位)

第十六条 振興会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

○委員(権限) 第二章に御質疑のあるかたは御質疑を願います。

○矢嶋三義君 先ず終りのほうから伺いますが、第十六条並びにあつて審議されるであろう監督権のところ、そういうところを見ますと、私はこの出資というものは、全額政府出資というのを前提としてこの法律案は作られているのではないかと、こういうふうに私は考へるものであります。先ほどの前章における質問の場合、他の委員の質問に対して、この大口民間出資云々ということが論ぜられたのでありますが、そういうことはこの法律案は私に仮定して、想定してないのではないかと、こう考へます。その点について御答弁を承りたい。若しそういうことを想定してあるとして、そういう事態になつたならば、こういうふうな第十六条とか、更にはあとへ出て来るところの監督権のところですね、そういうところは当然法律案の修正をやらなければ私はおかしいと思ひますから……

○説明員(福田繁憲) その点につきましては、先ほどの御質問は大口の出資があつた場合にはという仮定の下にな

されたと考へておるのであります。そういう出資が将来起り得るかも知れませんが、併しながらこの法案として、御承知のように大体全額政府出資で行きたいというように考へておりました。従つてこの役員或いは監督の個所につきましても、そういう建前であつておられます。

○矢嶋三義君 それではこの出資のところに大口の民間出資などがあつて、政府出資というものが非常にその枠内で小さな部分を占めるというふうな事態が起つたような場合には、監督権なんかというものは当然修正するべきものでありましようか。

○説明員(福田繁憲) その点につきましては、やはり政府の出資金が入つてゐるという点におきまして、こういう特殊工事につきましては政府の監督が行われることは当然なことと考へておりますので、別に修正の必要はなからうかと考へております。

○矢嶋三義君 それは民間出資と政府出資とがどういふ比率になつてゐるかによつて私は論じられる問題とは考へますけれども、基本的には当然私は再考するべきじゃないかと思ひます。と申しますのは、文部大臣提案理由説明書の最後のページのところで「振興会の資本金全額政府出資である」という理由に基くものであります」といふふうに明記されてゐるわけですね、そういうふうな前提としては全額出資というものの下に、私はずつと各条が組立てられてゐると、こういうふうな考へるわけでありまして、それで比率は別問題としても、政府の出資が僅かであつた場合には、政府の統制力と

か、監督力というものは、おのずと検討されて然るべきじゃないかと思ひますが、重ねてその点を伺つて置きます。

○政府委員(近藤直人君) さうな場合にはやはり監督規定の条文におきまして多少変更があるものと考へます。

○矢嶋三義君 次に伺ひたいところは、振興会の役員、第十一條ですが、会長、理事長、理事、監事が役員とされておられます。それについて第十五条で、幹事の兼職だけは禁止してゐない理由、それが一つと。それから会長、理事長、理事については一応兼職の禁止をして但書でそれを緩和してあります。この緩和してあるのは、例へばどういふ場合を予想されてゐるのか。もう少し具体的に承るならば、これらの役員の中には国家公務員或いは地方公務員というふうなものも想定されておられるのかどうか、その点を承りたい。

○政府委員(近藤直人君) この役員の兼務の問題でございますが、第十五条に「会長、理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。但し、これらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて文部大臣が許可した場合、この限りでない。」とございしますが、我々のほうで考へております点については申し上げれば、会長につきましては、場合によりまして兼務があつてもいいんじゃないか、理想といひました。これは、会長が本務を理想といひましたけれども、場合によつては兼務があつてもいいんじゃないか。それから理事長でございますが、理事長は役員のうちの最も重要な職務でございますので、この理事長につきまして

は、兼務ということとは認めない。これは是非専任の理事長で参りたいと考へております。それから理事のかたであります。これも原則といたしまして専任のかたで参りたい。併しながら前回申上げましたように、仮に教育関係者のかたがこの理事に入るといふことになりましたら、その場合はやはり文部大臣の任命によりまして、兼務の形で入るといふことにならざるを得ないと思ひます。それから幹事でございしますが、幹事につきましては、兼務ということとは全く禁止されておられません。兼務が差支えないといふことになりまして、併しながら、この幹事三名のうち少くとも一名の幹事は専任の幹事を置きたいと、かように考へております。

○矢嶋三義君 理事の中には、教育関係者云々と言われましたが、教育関係者だけであつて、一般の国家公務員とか、或いは地方公務員というものは、そういう理事という職に就くようなこととはない、こういうふうな私は承つたのであります。その点につきましては、言葉が足らなかつたと思ひますが、教育関係者ばかりでありませんで、一般の公務員も又自治関係の公務員も適当なかたでございすれば、兼務の形で入るといふことがあり得ると思ひます。

○矢嶋三義君 では更にお伺ひしますが、そういう役員に、文部大臣が許可した場合は兼務ができるということになつてゐるのですが、まあ具体的に申上げて、文部省に動められてゐるところの国家公務員のかたが、こういうところを兼務されるというふうな場合は

は、兼務ということは認めない。これは是非専任の理事長で参りたいと考へております。それから理事のかたであります。これも原則といたしまして専任のかたで参りたい。併しながら前回申上げましたように、仮に教育関係者のかたがこの理事に入るといふことになりましたら、その場合はやはり文部大臣の任命によりまして、兼務の形で入るといふことにならざるを得ないと思ひます。それから幹事でございしますが、幹事につきましては、兼務ということとは全く禁止されておられません。兼務が差支えないといふことになりまして、併しながら、この幹事三名のうち少くとも一名の幹事は専任の幹事を置きたいと、かように考へております。

考えられているのですか、そういうことは考えていないのですか。

○政府委員(近藤直人君) さような場合が起り得ると思います。

○矢嶋三義君 かなり問題点があると思いますが、それは意見になりますので、一応そこでやめますが、この第二章の役員ですね、それからあとで審議されることの評議員、これらの任命基準ですね、そういうものが曾つて出された私立学校法の、或いは私立学校審議会委員の選定基準とか、或いは私立大学審議会委員の選定基準、これは非常にまあ民主的にできた典型的なものだと考えるのでございますが、こういう例に倣わずに、具体的に申すならば、第十三条の「必要な学識経験を有する者」と、そういう言葉で表現された理由ですね、曾つて出されたこの私立学校法に伴う各委員の任命については勿論学識経験のあるものという項目はありますが、それ以外にかなり民主的な選定基準というものを設けて規定せられておられるのです。そういうものを殊更に定められた理由ですね、それを承わりたいと思います。

○政府委員(近藤直人君) 私立学校審議会の委員に教員を加えることを明記しておりますのは、その審議事項が直接教育の問題に関係するところが多いという見地からであります。又学校法人の評議員に職員を加えることを明記いたしておりますのは、同じくやはり審議事項が直接その設置する学校の経営と、その教育に関係するところが多いからであると思っております。この私立学校振興会のこれは評議員のほうになります、これに明記しなかつたというのは多少前回は申上げました

私立学校審議会の委員とか、或いは学校法人の評議員の場合と性格が異なるという見地からでございます。併しなからこの評議員のうちには教職関係者を参加させるという考えでおります。

○矢嶋三義君 十分その点を承し、たいのまずけれども、今一応説明願いますけれども、私立学校法の第一条の目的を見ましても、それからこの法案の第一条で、金融機関的な性格がちよつと出ておりますけれども、根本というものは変わらないで、殆んど私は同一だと思っております。そういう立場に立つときに、こういう役員関係の選定基準に差があるというのは納得できないし、更に突込んで考えて見ますという、あとで審議される業務、二十二条以下の業務、そこらあたりの内容を考えるときに、私立学校法でも謳つてあるところの私立学校の特種性に基く修正部分を考慮するときは、やはり例えは具体的に申上げますと、理事の任命にしましても兼職を許しては、その兼職の中には文部省の官吏も兼職するであろうということを先ほど答弁されたわけでありまして、が、そうだとすれば、やはりはつきりした規定を設けて、私立学校の理事者側も結構でございますし、又業務内容から言つても私立学校の教職員の代表というやうなものも入れることが最も民主的で運営が適正にされるものである、こういうやうな考えが当然出て来るわけでございますが、そういう用意があるのかどうが承わりたいと思

います。

○政府委員(近藤直人君) 役員の、いわゆる理事の問題と、それからこれは

まだそこまで参りませんが、第三章の評議員の問題に関連すると思つてございまして、この理事者につきましては、先ほど申しましたやうに、教職員、学校関係のほうで適任者があつたれば兼務の形で理事に加えるということもあり得る。それから評議員につきましても、これは約半数程度のかたのうちに私立学校関係者を参加させる。その私立学校関係者のうちでは理事者ばかりでなく、いわゆる学校法人の理事者のみでなく、教員或いは校長、そういう方々もその中に含む、かやうに考えております。

○矢嶋三義君 少し話が拡がりますが、この役員のほうに該当して来るわけでございますけれども、この業務の内容から言つて、共済事業は一切財団法人私立振興会のほうでやるようにする。これも将来は私立学校互助会というやうな名前に変える予定であるということ、一昨日岡田委員の質問に対して答弁してあるわけですが、而もこの財団法人私立振興会の役員は、いわゆる財団法人の推薦に基くものであつて、教職員の代表などは入つていない、こういう答弁があり、更に互助会の切替のときに文部大臣のほうで話合つて、そして理事者側だけに努力して教職員の代表も入るやうに努力するつもりである、こういう答弁が行われているのであります、公立学校共済組合の運営規則を見ますと、運営審議会の委員の構成のごときは実に民主的にうまうまできておると思つ

が、第五十四条に謳われておりますが、まあ理事者側に立つ人と、それから組合員を代表する人とが一對一で構成されて運営されるやうになつてい

る。こういう構成であればこそ、現在公立学校共済組合があれだけの成果を挙げられておられると考える。そうなりまして、そういう例もあることとなれば、この財団法人私立振興会の役員にしても当然それに準じて行えるべきものである。ましてやこの財団法人私立振興会の事務費というものは全額国庫補助というところになつておりますので、やはり文部大臣の指導と申しますか、助言と申しますか、監督と申しますか、相当のやうな力は持たれるべきである、こう考える。で、それに対する見解をはつきり公立学校の共済組合に準じて、財団法人私立振興会の役員構成を変更するところのお約束がございまして、それが一つの点と、それから評議員会については、あとで第三章以下でやりますので、そのときに申上げますが、今問題になつて

いる役員の理事にしましても、先ほどのやうに、理事に文部省の国家公務員のかたがこれを若干兼職されるということになりまして、まあ評議員はこれはあとで論じられるやうに諮問機関になつておりますし、この法案を運用して行くのは校長、理事長、理事で、最もこれが重要な役職であることになれば、私はこの理事の中にも当然多数の教職員を代表するところの資格者というものが兼職として選ばれて然るべきものだと考えるのであります、この二点について御答弁を煩わ

たいと思つた。

○説明員(福田繁君) 先ず最初の第一点のほうの御質問にお答えいたしますが、公立学校職員の共済組合につきましては、これは法律に根拠を置いてあ

まして、この財団法人私立振興会は、この前も申上げましたやうに、或る特定のものが基本金その他を出資いたしまして、そして財団法人を設立して、これによつて共済事業を行なつて行こう、こういうやうな趣旨の団体でございますので、全く同じやうなわけにも行かないかと思つた。併しなから今おつしやつたやうな共済事業について、教頭、教員というやうなものがたが参加されるということは文部省としても望ましい、こういう工合に考えておりますが、できるだけやうな趣旨にこの構成の際に是正して行きたい、こういう工合に考えております。

○矢嶋三義君 それははつきり約束でございます。全く同じやうなわけでも、さつきもおつしやられたやうに、これは事業費などを全額国庫負担するわけですから、金だけ出してやるが、あとは財団法人私立振興会が勝手に役員を選んでは勝手なやうなことは筋が通らないと思つた。全く同じやうなことは、準じてやるべきだということとは、これは私ははつきり筋が通つておると思つた、公立学校共済組合がそういう形で運営されて行くならば、それに準じて同様の取扱ひ方を文部省としても助言するし、それを実施できるやうなだけのことで確言があつて然るべきだと思つたのですが、重ねてお伺ひいたします。

○政府委員(近藤直人君) 将来財団法人私立振興会を改組いたしました、例えば財団法人教職員互助会というやうな組織にいたしました場合には、役員構成をそのときに再検討を加える。その再検討を加える場合に、どういふ割合に教職員の代表者を加えるべきかとい

うことだと思つてございすが、只今福田課長が御説明いたしました通りでございまして、その場合におきましては、各学校の共済組合の役員とは同様に参りませんけれども、政府がこれに事務費を補助するというような関係もありまして、政府の関係者も、或いはこれに役員の一部に加わるといふこともありまして、又教職員の代表のかたもこれに加わるといふことは私は当然じやないかと考えております。

○矢嶋三義君 この教職員の代表という点についてもうちよつと伺つておきたいのですが、私立学校のあらゆる組合がございすが、それらにおける教職員の代表を選定する場合、よく理事者側と教職員側とで構成する場合に、教職員の代表者を理事者のお嬢様がつたり、息子さんがつたりして、理事者代表とも、教職員代表とも区別の付かんことがあるのですが、私はそこは民主的に構成された教育団体の代表者とか、その推薦するもの、これは私立学校審議会委員選定基準にちやんと謳われておりますが、そういうのに準じて私はやらべきものと思つておりますが、それらに対する見解をどういふふうにお考えになつておるか。

○政府委員(近藤直人君) 只今の御質問は、その場合に教職員の団体から推薦させるかどうかというお話だろうと思つてございすが、それども、その点につきましては、やはりこの財団法人、仮に名前を教職員互助会と申しますか、その仕事の運営上最も適当なかたを選定するといふことにならうかと思ひますので、従ひまして教職員のかたを選定いたします場合にも、ただ

この団体から推薦するといふことでなくして、やはり個々に適当なかたをといふ見地からこれは選ばれるべきものではないかと、かように考えております。

○矢嶋三義君 勿論額面通りとれば、その言葉は結構と思ひますが、私は裏返しにお伺ひしますが、ここに民主的な教職員の団体があつた場合、それらの団体から推薦される人が、そういう教職員の代表として適当な人物でないといふことになるでしょうか、どうでしょうかね。私はそれを真つ先に適当な人物じやないかと思つておりますが、私はそれを裏返ししてお聞きしますが、如何にも局長の言葉を反対側から見ますと、それは適当でないだといふことを間接法で言つておられるような表現が懸念されますので、あえてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 私先ほど申上げましたのは、その事業に最も適当なかたを選定するといふことでございすが、更に畳みかけて、そういう御質問に對しましては、若しその団体が教職員全体を代表する団体から選定されたかたで、なお且つ真に適当なかたでありますれば、これはやはり選定せざるを得ないではないか、かように考えております。

○矢嶋三義君 さつきの理事のところに、答弁が残つてゐるのですが、して下さい。

○政府委員(近藤直人君) 理事の選定につきましては、この私学振興会がやはり金融機関の性格が強いといふ見地からいたしまして、この理事者に学校関係者を参加願うといふことは、やはり利益代表になるという危険がなくはないのじやないかという見地からいたしまして、原則といたしまして、教職関係のかたは、学校関係のかたは御参加願わないほうがいいのじやないか、かように考えておりますけれども、併しなからそれは原則論でございまして、真に振興会の運営に適当なかたが得られますれば、これは私は御参加願わなければいかん、その場合には文部大臣の許可を得まして兼職の形で御参加願う、かようにならうかと思つております。

○荒木正三郎君 役員の任命の項ですが、これは文部大臣が任命する、こういうことになつておるのですが、この私学振興会を運営するに當つて、これが公正に運営されるかどうかといふことは、やはり役員の箇に當る人にあると思うのです。そういう意味から役員の選考ということが重要な問題であるといふふうにお考えであるのでありまう。従来私学団体の中には、その運営について面白くなかつた事例も私は聞いております。現に大阪におきましては、政府の貸付けられた金が正当に使われておらないで問題を起しておる事実もございします。そういう意味で、この役員の任命は非常に重要な意味を持つてゐると思ひます。それで四月から発足する、こういうことになると、文部省のほうでも大体腹案を持つておられるのじやないかと思つております。今の質疑応答から、学校関係者は余りよくない、だから学校関係以外から、こういう役員は一つ任命したいと考へてゐる、こういうお話でありましたが、どういふふうなお考えを持つておられるか、全然そういうことについて基準と申しますか、そういうものを考へてい

ないのかどうか、その点一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) この私学振興会も是非本年度内に御成立を頂きまして発足したいといふ念願いたしておるのですが、従ひまして役員の人選につきましても、これと並行いたしまして実は考へておる次第でございします。その場合に別に基準といふことは具体的にはございせんが、併しなからこの業務執行の根本方針は、公平且つ確実といふこともございしますし、又これが金融機関の性格でもありますので、さういふものゝ見地から判断いたしまして、真にこの振興会の役員としてふさわしいかたの御参加を願うといふ見地で只今選定をいたしておる次第でございします。その前に取りあへずは設立準備委員といふようなことで発足するのではないかと考へておるのですが、その場合に私学関係者は適当でないといふ言葉を用いたかも知れませんが、そういういふ必ずしも適当でないといふことではないのでございします。私学振興会が経営費の貸付の対象になりますので、やはり私学関係者が私学に貸付けるといふことはどうかという見地から、まあできますれば私学関係者はこの際役員から御遠慮願つて、他のかたに変える、併しなから真に適当なかたでございしますれば、これは私は御参加願つていいのじやないか、その場合に兼務の形になる、この程度に考へておりますので、決して私学関係者はもう駄目なんだという、そういうことではございせん。この点御了解願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 こういう役員の選考に當つては、私は一つ注意すべきことがあると思ひます。それはやはり私学振興会といふものが、この資金を使つて各学校に資金を割當てるというふうな仕事をやる関係から、どうしても政治的な何と言ひますか、そういう色彩のある人はやはり除外して行くべきじやないか、そうしないと、この配分に當つてもやはり公正を期しがたい結果が生まれるのじやないか、こう思ふのです。そういう意味において適正な人といふのはやはり政治的な影響力のない、そういう人が望ましいのじやないかといふふうにお考えののですが、かういふ点については何かお考えがございしますか。

○政府委員(福田繁君) 只今の御意見御尤もであります。その点は十分選定の際に考慮に加へて行きたいと思つております。

○高田なほ子君 ちよつと役員の問題ですが、一番こゝで私は大事なことは、この法案が金融方面のことが主であるといふようなことを非常にさつきから強く言つておられるのですけれども、やはり明確に事業の中に教員の共済事業のことが謳つてあるし、たとえ千二百万円というお話にならない数字であつても、これは教員の福利機関のために使われるといふことになつておるのであります。そんなものはこれはしようがないのですけれども、とにかくそういうことになつておるのですから、この振興会の目的を達成するために必要な、つまり共済事業を進めて行くために必要なのは、これは経営者側や特殊な人が出て来て大した私はこれは本當の意味はないと思ふ。つまり共済事業を本當に親身にやつて行く

ないのかどうか、その点一応御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) この私学振興会も是非本年度内に御成立を頂きまして発足したいといふ念願いたしておるのですが、従ひまして役員の人選につきましても、これと並行いたしまして実は考へておる次第でございします。その場合に別に基準といふことは具体的にはございせんが、併しなからこの業務執行の根本方針は、公平且つ確実といふこともございしますし、又これが金融機関の性格でもありますので、さういふものゝ見地から判断いたしまして、真にこの振興会の役員としてふさわしいかたの御参加を願うといふ見地で只今選定をいたしておる次第でございします。その前に取りあへずは設立準備委員といふようなことで発足するのではないかと考へておるのですが、その場合に私学関係者は適当でないといふ言葉を用いたかも知れませんが、そういういふ必ずしも適当でないといふことではないのでございします。私学振興会が経営費の貸付の対象になりますので、やはり私学関係者が私学に貸付けるといふことはどうかという見地から、まあできますれば私学関係者はこの際役員から御遠慮願つて、他のかたに変える、併しなから真に適当なかたでございしますれば、これは私は御参加願つていいのじやないか、その場合に兼務の形になる、この程度に考へておりますので、決して私学関係者はもう駄目なんだという、そういうことではございせん。この点御了解願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 こういう役員の選考に當つては、私は一つ注意すべきことがあると思ひます。それはやはり私学振興会といふものが、この資金を使つて各学校に資金を割當てるというふうな仕事をやる関係から、どうしても政治的な何と言ひますか、そういう色彩のある人はやはり除外して行くべきじやないか、そうしないと、この配分に當つてもやはり公正を期しがたい結果が生まれるのじやないか、こう思ふのです。そういう意味において適正な人といふのはやはり政治的な影響力のない、そういう人が望ましいのじやないかといふふうにお考えののですが、かういふ点については何かお考えがございしますか。

○政府委員(福田繁君) 只今の御意見御尤もであります。その点は十分選定の際に考慮に加へて行きたいと思つております。

○高田なほ子君 ちよつと役員の問題ですが、一番こゝで私は大事なことは、この法案が金融方面のことが主であるといふようなことを非常にさつきから強く言つておられるのですけれども、やはり明確に事業の中に教員の共済事業のことが謳つてあるし、たとえ千二百万円というお話にならない数字であつても、これは教員の福利機関のために使われるといふことになつておるのであります。そんなものはこれはしようがないのですけれども、とにかくそういうことになつておるのですから、この振興会の目的を達成するために必要な、つまり共済事業を進めて行くために必要なのは、これは経営者側や特殊な人が出て来て大した私はこれは本當の意味はないと思ふ。つまり共済事業を本當に親身にやつて行く

ためには、教員の本當の意味のここに代表が入つて来るということが正しい行き方だと思ふ。ましてこの理事会は、ここに理事の仕事があるのです。理事は振興会の業務を掌理し、これは殆んど理事会で以て大體振興会の執行がこゝで以て出来るのに、先ほどから指摘するような零細な金が果して財団法人の互助機関の中に入るから入らないかというところは非常に疑問なんです。数字では一千二百万円と言つていけるけれども、實際は私は疑問だと思ふ。こういう危かしい綱渡り、それによつて大きな影響を受ける教職員の代表が一人も入つておられないんといふことは、更にこの法律を空文化することであると思ふわけです。そんなふうにはお考えになりませんか。若しそういうお考えを多少でも持つていられるならば、役員の中に、特に共済事業を振興して行くのにふさわしい役員が入ることは妥當である、こういうふうな御見解を以て然るべきだと思ひますけれども、その点を一点置きます。

○政府委員(近藤直人君) 只今おつしやる通り、この理事会がこの振興会の事業を掌理いたしまして、こゝで事業の大綱が決定され運営されて行く、こゝで考へるべきであります。この委員の選定につきましては、お話のように慎重を期さねばならないと思ひます。又この理事会の決定によりまして、財団法人教職員互助会ですか、そういう面に対する共済事業の援助も行われるといふのでございまして、そういう事業に十分理解を持つた人の参加もこれは望ましいこととてございまして、併しそれが、やはり理事と申しますと、まあ共済事業ばかりをやるわけじゃございませ

せんので、やはりその広汎な範圍に亘りまして、視野の広いかた、それからまあ先ほど荒木委員の御指摘になりました政治的色彩のない人、或いは非常に學識経験のある人、そういうたゞい面からの私は理事者の選定が好ましいものと考へております。勿論共済事業によつて御理解のあるかたの御参加が望ましいのでありますが、それでは足りないものでございまして、もつと広い見地から、高い見地から、理事者の人選といふことを考へなければならぬと、かように考へております。又この共済事業の面につきましては、財団法人教職員互助会の役員を選定の際に、これは私は共済事業にふさわしいかたの選定がやはり考慮の重要な条件になるのじやないか、かように考へております。

○高田なほ子君 私が申上げておるのは、共済事業にだけ理解のある人を入れるというのじやないのです、経営の面とそれから共済事業の面といふものをやはり勘案されて、この役員の中にその人員を加えなければならぬと思ひますけれども、共済事業にも理解がある人も望ましい、そういう人も望ましいといふふうに、どうも何ですか、そういう人が入らないような印象を受けるのですけれども、もう腹案ができていらつしやるのじやないのですか、漏れ聞くとところによると……、そうじやないのですか、この役員の中に共済関係のかたはお入りになつていらつしやらないのですか。

○政府委員(近藤直人君) 目下その点につきましては、人選につきましては選定中でございまして、まだ腹案の程度に至つておりませんです。

○矢嶋三義君 私はもう一点お伺いしておきたい、どうしても他の委員の質問を承つていて了解できないのです。がね、で、私はこの国費で私学の補助をしまして、私学を国立並びに公立と同じような目で見ようになつたら終いだと思ひます。まして私学のよきというものをどこまでも伸ばさなければならぬといふことが眞つ先に考へられるべき私は条件だと考へます。で、私学のよきといふのは、私立学校の法の第一条に謳つてある、私立学校の特殊性に鑑み、その自主性を重んじて、私立学校の健全な発達を図ることを云々と書いてある。ここに私は一番大事な点があると思ひます。そこで局長の答弁を承つていまして、本當に適當な人があれば、この教職員の代表者も入れないといふわけではない、こゝういふふうに第二義、第三義的に意識されていられるようにお言葉ではどうして入れると。一方理事の中には文部官僚を入れるといふ、こゝう言われるのでございしますが、そんなつた場合にこゝういふことが考へられますね。第三十六条の監督のところに「文部大臣が監督する。」と、これはまあ一応私は承ひました。全額国庫支出をする立場であるから、その振興会の主要役員を、文部省の局長或いは課長のかたが兼務された場合ですね、そこで予算を握つていられるのですから、そこを私立学校への制約といふものはかなり私は強く出て来ると思ひます。果してそれで私立学校の生命とするところの、私立学校法の第一条に謳われていその自主性を重んじて、それを伸ばすといふようなことはできるかどうか。助成する

といふことはいいけれども、助成しようとして却つて私学という基本的なものを殺すようなことになりはしないか。それを救う立場から、本當に私学側を代表するところの人物を是非ともこゝに入れて見る、こゝういふ結論が私には出て来るのじやないかと思ふ。その場合に今までの私学総連についてとかくの問題があるので、これは荒木君も指摘されたのでありますが、あるの、それで最も民主的な団体あたりの人を一人や二人を入れるのが當然である、こゝういふ意見が出るのは當然だ。そうしますと、あなたの言われる、私学と利害関係があるので、こゝういふ人を入れるのは好ましくないと云われますが、その予防のために第十四条に代表権の制限といふことが謳われていのです。代表権の制限といふことが……。だから私は私学の自主性をよく生かす立場から、私学の実情をその運営の上によく反映させる。而も諸機関閉じやなく、實際責任ある運営の計画の面に私学の代表を入れるといふことは、これは第十四条の代表権の制限があれば、最も私は策を得た方法じやないか。こゝういふようにまあ私は考へるわけですが、果して局長はこゝういふことを考へておられるかどうか。どうもあなたの御答弁を先ほどから承つていられると、原則的には私学関係者は全部排除して行く、極く特例の場合に適任者があつたら考慮しないといふわけでもないのだと、こゝういふような意味にとれるのですが、それでは私はやはり私学のよきといふものを十分发扬できないと思ひます。これは實際法律案ができて、運用といふものは非常に大事であつて、これはこの

法律案の趣旨を生かすか生かさないかといふ最も私は分岐点じやないかと、こゝう考へますが、その点一つ率直に、而も明快に御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(近藤直人君) 問題は私は私学振興会の性格にあると思ふのでございまして。これは先ほど来申しておきますように、我々は純然たる金融機関ではございせんが、併し金融機関的の性格が非常に強いといふ見地から、この運営の面にあたります理事者に、私学関係者の御参加を願ふといふことは當を得ない。と申しますことは、それではもう私学関係者は絶対に入れんのかといふことではないのでございまして、この運営に眞に立派な適任者がおられますならば、理事者に加えるといふこともあります。かように申してゐるのでございまして。それからこの場合に、それでは文部省の公務員がこれに兼務の形で加はるといふことになると、非常に監督権が強化されて、従つてこの私学の自主性が失われるのじやないかといふ御懸念であります。その点は我々はさういふには考へません。文部省の公務員が参加すると申しますのは、決して特にこの振興会に對して監督せんがための監督の意味から参加するのじやないと思ひます。要するに私学振興会が將來ますます發展して本来の目的を達し得るやうに、こゝういふ意味においては、私は仮に政府の役人が参加するすれば、そゝういふ意味において参加するのである、かように考へます。従ひまして役人が参加しましたために私学の自主性が失われるといふようなことはないと、かように考へております。

○矢嶋三義君 もう一つ。その適任者があれば私学の関係者も入れる考えだ、それはもう当然だと思ふのです。それで私はそれを裏から更に申し上げますとね、私学関係者の中で適任者が得られないというところは考えられんと思ひます。そこで私はあなたに率直にお尋ねしたいことは、私学関係者を入れる意思があるのかどうか。直接法ではつきり一つ意思を表示して下さい。どちらにお考えですか。これは入れるべきじやないのですか。

○政府委員(近藤直人君) これは後に出て参りますが、第三章の評議員のところにも関係するのでございますが、我々の基本的な考え方としては、この評議員の中に私学関係者の多数御参加を願ひまして、それによつて……

○矢嶋三義君 評議員のことは評議員のところでもやりますよ。これは評議でなく、役員なんだから……

○政府委員(近藤直人君) 私学のほうの意思を反映させるという立場でおります。併しながらこの理事者の場合におきましても、真に適当な方がおられますれば、御参加願うという気持でおりますが、そういうことで一つ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑はございませんか。なければ、第三章の朗読を願ひます。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七条 振興会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以下

内の評議員をもつて組織する。
(評議員会の職務)

第十八条 左に掲げる事項については、会長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 予算及び第三十五条の規定により文部大臣の認可を受けることを必要とする借入金金の借入

三 第二十四条第一項の規定による業務方法書の決定及び変更

四 第三十三条第一項の規定による資本金の減少

五 その他振興会の業務に関する重要事項で、定款をもつて定めるもの

第十九条 評議員会は、振興会の業務若しくは資産の状況又は役員業務執行の状況について、会長に對して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は会長から報告を徴することが出来る。

(評議員の任命、任期及び欠格事由)

第二十條 評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校関係者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十三条第二項及び第三項並びに学校教育法第九條(校長及び教員の欠格事由)の規定は、評議員に準用する。

(評議員会の会議)

第二十一条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

3 会長は、評議員の三分の一以上

から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から三十日以内にこれを招集しなければならない。

4 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することが出来ない。

5 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合においては、議長は、評議員として議決に加わることを出来ない。

○委員長(梅原眞隆君) 第三章について質問あるかたは……

○荒木正三郎君 これは先ほど役員

の章でいろ／＼質疑が行われたことと関連するわけで、私学の振興という

ことについてはいろ／＼しなければならぬ事情はあると思ひます。次の章にも関係するわけですが、その中でも私は教職員の生活安定を図つて行くといふことは非常に大切なことであるといふふうに考へておるわけなんです。先般来から文部省側からいろ／＼説明を聞きまして、私立学校の教職員の生活安定については、公立学校の教職員に比べて平均して悪い、こういう説明もありました。そういう点から考へて

ましても、私立学校教職員の生活安定を図つて行くことは極めて大切な、私学の振興を図つて行く重要な問題であるといふふうに考へておるわけでありまして、その生活安定を図つて行くためには、どうしても給手の改善を図つて行くことと同時に、私学の共済組合制度を確立して、その充実を図つて行くことが極めて重

要である。これは業務に関係するわけですが、そういう点を私は考慮しまして、役員

の任命或いは評議員の任命等については、こういう立場からかなり

の配慮をする必要があるといふふうに考へておるわけでありまして、特に評議員の項につきましては、これは諮問機関ではあります

が、実際の業務内容について審議することになると思ひますので、この評議員の任命については、私が先ほど申し上げたような立場から十分配慮する必要があるといふふうに考へておるわけですが、文部省のほうの考へはどういふふうですか、伺わ

せて頂きたい。

○政府委員(近藤直人君) 評議員の選定でござい

ますが、先ほどもちよつと触れたのでござい

ますが、この評議員の中に私学の関係者を加へまして、十分私学の公平な意見を反映させるといふ考への下に、この評議員の公平な意見を尊重して、理事は公正に業務をと

るという行き方が、これが一番適切ではないか、かように考へておりますので、この評議員の選定につきまして一応考へております割合は、これは二十人以内とござい

ますので、少くとも半数は、これは私立学校関係者を選定したい。而もその私立学校関係者と

し、又教員もあり、校長先生もあ

り、又教員も、学校の教員も、適任者でありますれば、この選定の中に加

えるといふふうに考へております。

○荒木正三郎君 それですわね。従来

の文部省のいろ／＼のこいういふ会にお

ける役員

の任命の

実際を私は見て

いる

の

です

が、私としては適正に行われて

おるといふふうに考へにくい点もある

のです。特に文部省の方針であるの

か、よく知りませんけれども、団体の

代表的な地位に就いておるような人、

そういう人を殊更避けて行くといふふ

うな考へがあるようです。これは私は

甚だ面白くない考へ方であると思ひま

す。やはり広く意見が出されるという

ことは、むしろそういう団体の代表的

な立場におる人は多くの意見を聞くわけですから、そこでその立場に立つて意見を述べることも出来るわけですから、そういう意味で私は非常に適切であるといふふうに考へておるわけなんです。先般制定された産業教育振興法におきまして、参議院のほうで修正をしまして、労働代表を何名とか、何々代表を何名とかいう細かい規定を作つたのであります。併し実際任命されたものを見てみると、労働代表の中には日本教職員組合といういわゆる教育者を以て一丸とする団体の代表者が一人も任命されておらない。私は非常に心外に堪へない。殊更に何らかの意図を持つて避けておるのじやないかといふふうに感じておるのです。そういう意味で、そういう選考の仕方は私はどうも明瞭じやないと思ひます。こ

ういふふうには感じている。産業教育のほうではなおまだあるのです。が、そういうことから考へて、今度の評議員会においても、そういう点は私は考慮してもらいたいと思ひます。そういうことを殊更排除して行くといふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

ういふふうな考へえじやなしに考慮してやつてほしい。こ

団体の代表者からとるということですが、それは言つておるのじやないのです、そういうものを十分考慮してやつて行くということですね。今まではどうも除外されておるような気がするのです、（「ひがむんじやないよ」と呼ぶ者あり）まあ、合の手は入れないで……。実は私はそういう点を考慮して修正案を用意しておつたのですけれども、若しそういう点が十分配慮されるならば、私もともども、殊更修正案を出す必要はないというふうになあ考えておるわけであります。この点については、できるだけ明白に一つ答えてもらいたい。

○政府委員（近藤直人君） 評議員の人の選の場合に、教職員を入れるかどうか、その点について御質問だと思ひますが、その点につきましては、先ほど来申しました通りでございますが、併しなから私の言ひ方が少し足りませんので、真に適當な人があればということが、なんでございまして、教員のかたも、校長先生も必ず入れるというふうには御訂正申上げて差支えないと思ひます。そういうつもりで考へております。それから特に団体を排除するといふことは私は私はないのではないかと思ひます。要するに評議員を構成するのに適當な人であれば選定をするといふことで、殊更団体を排除するといふことでは私はないのではないかと考へておりますが、なお具体的に、個々に私は御相談申上げることになると思ひます。

○荒木正三郎君 それで私は文部省の従来の選考の実際を見てみると、そういう傾向があるのじやないか、こ

うふうに見ておつたのですが、必らずしもそうでないといふことであれば、こゝでまあ認識を新たにして、この問題については十分考慮して頂くように一つ希望しておきます。

○委員長（梅原眞隆君） 第三章について他に御質疑がありませんでしたら、第四章を朗読して下さい。

○説明員（福田繁君） 第四章を朗読いたします。

第四章 業務

第二十二條 振興会は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 学校法人に対し、その設置する私立学校の経営のため必要な資金（その施設のため必要な資金を含む。）を貸し付けること。

二 学校法人に対し、その設置する私立学校が教育の振興のため行う事業について助成を行うこと。

三 私立学校の職員の研修、福利厚生その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、又は助成を行うこと。

四 前各号に掲げる業務に附帯する業務。

2 振興会は、文部大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務のほか、第一條の目的を達成するため必要な業務を行うことができる。

3 振興会は、前事業年度における損益計算上の利益金から、繰越欠損の補てんに充てた金額並びに当

該事業年度において第三十二條第一項の規定による特別積立金及び同条第二項の規定による普通積立金として積み立てられた金額を控除した金額に相当する金額の範囲内においてのみ、第一項第二号又は第三号の規定による助成を行うことができる。

（業務執行の基本原則）

第二十三條 振興会の業務は、第一條に規定する振興会の目的に従い、公平且つ確実な運営を期して執行されなければならない。

（業務方法書）

第二十四條 振興会は、業務開始の際、業務方法書を定め、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の業務方法書には、貸付の限度、利率及び期限、助成の限度及び目的並びに第二十八條第二項の規定による代理業務に関する準則を記載しなければならない。

（貸付又は助成に係る審査）

第二十五條 振興会は、第二十二條の規定による貸付又は助成を行うについては、学校法人その他貸付又は助成を受けようとする者の備えてある条件について、その貸付又は助成の目的を有効に達し得るかどうかを審査しなければならない。

（貸付又は助成の制限）

第二十六條 振興会は、振興会に対し債務を負う学校法人（都道府県に對して貸し付けられた旧債権に係る資金を当該都道府県から貸し付けられた学校法人を含む。）が

その債務の元利償還を履行しない場合においては、当該不履行が災害その他の特別の事由による場合を除くほか、当該学校法人に對して、新たな資金の貸付又は助成を行わないものとする。

（旧債権の取扱）

第二十七條 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る元利金の支払が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をしようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

2 振興会又は都道府県は、私立学校を設置する者が災害その他の特別の事由により、旧債権又は都道府県が旧債権に係る資金で貸し付けた貸付金の債権に係る債務の全部又は一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部又は一部を免除しようとするときは、振興会にあつては文部大臣の認可を、都道府県にあつては振興会の承認を受けなければならない。

3 振興会は、前二項の承認をしようとする場合には、あらかじめ文部大臣の認可を受けなければならない。

4 振興会は、都道府県が第一項の規定による貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更又は

は第二項の規定による債務の全部若しくは一部の免除をしたときは、当該都道府県に對する旧債権のうち当該貸付条件の変更等の措置がされた債権に相当する部分について、同様の措置をしなければならない。

（貸付業務の代理）

第二十八條 振興会は、文部大臣の認可を受けて、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第一号又は第三号の貸付業務の一部を代理させることができる。

2 振興会は、前項の規定により銀行その他の金融機関にその業務の一部を代理せようとするときは、その金融機関に對して代理業務に関する準則を示さなければならない。

○委員長（梅原眞隆君） 第四章について質疑のあるかたは御発言を願ひます。

○高田なほ子君 簡単ですが、第二十二條の三号であります、〔振興上必要と認められる事業を行う者〕に対し、その施設等について、必要な資金を貸し付け、という項であります、その「事業を行う者」というその「者」の認定は誰がやるのですか。

○説明員（福田繁君） この「振興上必要と認められる事業を行う者」ということにつきましては、これは振興会自体がこの認定をやるわけでありまして、予定しておりますのは、学校法人は勿論であります、学校法人以外の財団法人等の者につきましても、それを対象にするという予定でございます。

○高田なほ子君 振興会自体がそれを

○矢嶋三義君 それは災害の場合でしょう。

○説明員(福田繁君) これは災害と言へば、まあ一般には地震とか、台風とかいったような場合が通例であります。

が、火災でありまして、その全地区焼けてしまったというものは、これは相当な災害でございまして、それが、そうでなしに、例えば失火で何が焼けたとか、又延焼によつて焼けたというふうな場合もあり得るわけであり

ます。

○矢嶋三義君 災害の定義をそうされるならそうとして置いて、それでは方向を変えてお伺いしますが、この「特別の事由」という点について、例えば非常に学生の志願者が少くて、生徒数が減つて来たとか、まあこの二、三年すれば一応建直するというような具体的なそういう事情がある場合、特別の事由によつて猶予してやる、更にはその危機を切抜けるために貸付ける、又は助成をしてやる。こういう趣旨でこの書かれておると思うのであります

が、そうではありませんか。

○説明員(福田繁君) そういつた個々の学校の問題につきましては、その状況に応じて相談が行われると思ひますが、単なる経営困難だからというふうなことではございまして、この振興会の運営上最も困る問題が相当起ると思ひますので、単なる経営困難ということには考へていないわけであり

ます。

○矢嶋三義君 特別の事由というのがよくわからんのですが、火災は災害の中に入らんですか。さつきさういうふうな説明ですが、そういうふうになつておりますか。

ております災害は、一般的に起つた地震とか、台風とか、そういうものを指しておるわけであり

○委員長(梅原眞隆君) 第四章は他に御質疑ございせんか。なければ第五章に移ります。第五章の朗読をお願いいたします。

○説明員(福田繁君) 第五章を朗読いたします。

第五章 会計

第二十九条 振興会の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

2 振興会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならぬ。

(事業計画及び予算)

第三十条 振興会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならぬ。これに重要な変更を加えようとするときも、また同様とする。

(財務諸表)

第三十一条 振興会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条及び第三十三条第二項において「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従ひ作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の財務諸表及び決算報告書を、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に評議員

会に報告しなければならない。

3 振興会は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、且つ、各事務所に備え置かなければならぬ。

(利益金の処分)

第三十二条 振興会は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、繰越欠損がある場合においては、まずこれを繰越欠損の補てんに充て、なお残余があるときは、旧債権に係る債務の免除に因る損失の補てんに充て、旧債権の滞貸元本(当該事業年度末までに償還期の到来した元本のうち、その時までまだ償還がされていないものをいう。以下この条において同じ。)の総額に相当する金額に達するまで、これを特別積立金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により特別積立金を積み立て、なお利益金の残余があるときは、振興会は、同項に規定する損失以外の損失の補てんに充て、その損失の補てんに充て、当該利益金の一部を普通積立金として積み立てなければならない。

3 第一項の特別積立金は、旧債権に係る債務の全部又は一部の免除に因る損失の補てんに充て、当該損失を除くほか、取りくずしてはならない。但し、特別積立金の金額が旧債権の滞貸元本の総額をこえるに至つた場合において、そのこえる部分については、この限りでない。

4 第一項の特別積立金の金額が旧

債権の滞貸元本の総額に満たなくなつた場合において第二項の普通積立金があるときは、その満たない金額に相当する金額までの金額を普通積立金から特別積立金に組み替えなければならない。

5 第二項の普通積立金は、前項の規定により特別積立金に組み替へる場合及び第一項に規定する損失以外の損失の補てんに充て、当該損失を除くほか、これを取りくずしてはならない。

(資本金の減少)

第三十三条 振興会は、旧債権に係る債務の免除に因る損失が前条第一項の特別積立金を取りくずしてもなお補てんできないときは、文部大臣の認可を受けて、その補てんできなかつた損失に相当する金額の資本金を減少することができ

る。

2 振興会は、前項の規定による資本金の減少を行つたときは、遅滞なく、その旨及び資本金の減少を行つた日現在の財務諸表を官報に公告しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十四条 振興会は、左の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債又は地方債の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(借入金)

第三十五条 振興会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

○委員長(梅原眞隆君) 第五章について質問ありませんか。質疑のかたがなければ……。

○委員長(梅原眞隆君) 第六章に入り

ます。

○説明員(福田繁君) 第六章を朗読いたします。

第六章 監督

第三十六条 振興会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第三十七条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、振興会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ

る。

(報告及び検査)

第三十八条 文部大臣は、必要があると認めるときは、振興会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして振興会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができ

る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員(の解任))

第三十九条 文部大臣は、役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができ

る。

一 この法律、この法律に基く文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

○委員長(梅原眞隆君) 第六章に御質疑ありませんか。御質疑がなければ……。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(梅原眞隆君) 第七章に入り

○説明員(福田繁君) 第七章を朗読いたします。

第七章 罰則

第四十条 振興会の役員又は職員が第三十八条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、三万円以下の罰金に処する。

第四十一条 左の場合においては、振興会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の許可、認可又は承認(第五条第四項、第六条第二項、第二十二條第二項及び第三十三條第一項の規定による認可を除く。)を受けなければならない場合において、その許可、認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律又はこの法律に基いて発する政令に違反して、登記をすることゝ意り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律及び定款に規定しない業務を営んだとき。

四 第三十一条第三項又は第三十三條第二項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十四條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第四十二条 第八條の規定に違反して、私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

○委員長(梅原眞隆君) 第七章に御質疑ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(梅原眞隆君) なければ附則に入ります。

○説明員(福田繁君) 附則を朗読いたします。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文部大臣は、設立委員を命じ、振興会の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、定款を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を振興会の会長に引き継がなければならない。

5 振興会の会長が前項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、振興会の会長、理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

6 振興会は、設立の登記をするこゝに因つて成立する。

7 振興会の会長は、振興会成立後すみやかに、政府に対して、出資金の払込の請求をしなければならない。

8 文部大臣は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金に関する事務を振興会に引き継がなければならない。

9 都道府県知事は、振興会が成立した場合においては、すみやかに、旧債権に係る貸付金のうち昭和二十一年度分の私立学校職災建物復旧費貸付金から貸し付けられたものに関する事務を振興会に引き継がなければならない。

10 前二項の規定による事務引継の場合においては、文部大臣又は都道府県知事は、証書、帳簿その他の書類を調整し、処理未了若しくは未着手の事項又は将来処理すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

11 この法律中学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二條第一項の規定により私立の盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園を設置する民法第三十四條の法人を含むものとする。

12 第五条第三項の規定により振興会が承継した国の抵当権の移転の登記には、登録税を課さない。

13 第八条の規定は、この法律施行の際既に私立学校振興会という名称又はこれに類似する名称を用いている者については、この法律施行後六月を限り適用しない。

14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條但書中「第二号ノ二、」を「第二号ノ四、」に改め、同条第七号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を、「大日本育英会法、」の下に「私立学校振興会法、」を加え、同条第十八号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、同条に次の一号を加える。

二十二 私立学校振興会が私立学校振興会法ノ規定ニ依リ為ス貸付業務ノ為ニスル建物又ハ土地ノ抵当権ノ取得ノ登記

15 印刷税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ九の次に次の一号を加える。

六ノ十 私立学校振興会ノ発スル証書帳簿

16 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

17 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第四号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号中「法令による公団、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第二百九十六條中「国民健康保険団体連合会、」の下に「私立学校振興会、」を加え、第三百四十八條第二項第十一号に次の一号を加える。

十二 私立学校振興会が直接その事業の用に供する固定資産第七百四十三條第三号中「大日本育英会、」の下に「私立学校振興会、」を加える。

○委員長(梅原眞隆君) 附則について御質疑ありませんか。

○矢嶋三義君 附則の第二項、設立委員は何名くらい命じて、どういふふうな構成をやるつもりですか。

○説明員(福田繁君) 設立委員につきましては、人数は限定されておられません、大体十人程度じやないかと考えております。

○矢嶋三義君 構成どういふふうに考えていらつしやいますか。

○説明員(福田繁君) 設立委員につきましては、やはりこうした特殊法人にふさわしい学識経験者も当然考えられますし、又私立学校の関係から申しまして、そうした学校関係者も当然この中に加えられるものと考えております。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑ありませんか。……ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) それでは速記を始めて下さい。他に御発言はございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 本案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(棟原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○矢嶋三雄君 議事進行について……。
質疑のあるものはないかと言うから、異議ないと言つて、そこで切れたわけですが、こゝでちよつと私は懇談に移つて頂きたいと思ひます。議事進行について……。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて
下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めて下さい。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○高田なほ子君 日本社会党の第四控室でありますが、私立学校振興会は、その目的に調つてあるように、私立学校の経営に関し最も重要な解決策として出されたのであります。その二つの目的の中で、一つは学校の経営の要する教職員、福利厚生、二つの面にあるようにございます。このことは誠に當を得たことではございますが、質疑の過程におきまして、最も劣悪な条件の下に放置されております私立学校の教職員の共済事業に対する面がいささか看過されておるような点を甚だ私どもとしては遺憾に思つておる点でございます。私立学校の教職員の待遇は、当局が認めていられるように、その平均月収においても国立或いは公立学校の教職員よりも非常に低く、又その福利厚生においても極めて恵まれない状況にあることは、すでに質問

過程においてその数字によつて明確に示されておる点でございます。こういう重大な面に対しまして、私立学校振興会は、この教職員の生活の安定と子の福利厚生のために必要な資金を貸付け、その助成を十分に行うことがここに明確にされたのでございます。併しこの討論過程において、実際にその財源措置から考えますときに、教職員の福利厚生に廻される助成金は僅かに一千二百万円という極めて零細なものにしか過ぎないのでございます。併しながら、この零細な資金を以

でもなお且つ文部省の熟と果斷と、
そうして努力によつて公立學校以上の
待遇が確保できると、こういう言明を
得たのでございますが故に、私どもは
この点については文部省の言明を十分
に信頼し、そしてその実現が期される
であらうということを非常に強く期待
いたす次第でございます。

次に、私立學校の振興のために従来
財団法人私學振興会というものがござ
いました由で、それによつて今まで私
學の振興のために事業をやつて來られ
たのでございますが、この私學振興會
の運営の面につきまして、今日まで
多々問題のあつたことは文部當局も
これは十二分に御承知のはずでござい
ます。特に本法案は金融という面に重
点が非常に置かれますが故に、この私
學振興會の運営については誠に重要
な面を孕んでおります。我が黨の荒木
委員は、この振興會の運営の面に最
も重要な役割を占める理事の構成に
ついては、特に政争の具に供される
ような特定の政党的な臭味のない者
、更には數職員の極めて民主的な団
体である團體の代表等をここに參加
させることにまつて

いては強い主張があつたのでございませうが、文部当局としては、適当な人があればこれに参加して頂くというような御答弁であります。適当な人ということは勿論私どもの主張していることの一線と余り……というよりは、むしろ私どもの考えております極めて民主的な考え方については御賛成のように考えられますので、この点についても我々は又危惧の念を一応ここに去りまして、この運営の極めて公正である、又あられるようにということを強く希望するわけであります。

次はこの評議員の問題につきまして、先ほどの当局のお話によれば、私立学校の関係者を約半数だけ加えるというふうなお話でございました。私ど

もは私立学校振興の最も適切な運営によつて、真実に均霑し得ない貧困な財源の下にある私立学校の振興、更にはその振興に対してボスのな運営に堕さないように、更には私立学校の真の美質を挙げるものこそ、先ず教職員質の向上、これに伴う待遇の改善であるという観点の下に、法文の修正を私どもは実は考えておつたのでございます。即ち法第二十條の中に、評議員は、振興会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者及び私立学校の学校長、若しくは教員、又は私立学校を設置する学校法人の理事のうちから、文部大臣が任命する。というように、私立学校法に基いての修正案は用意したのでございますが、私どもはこの修正の意図するところを十分に当局としては汲まれました、この意に副うことが確約されたのでございますから、あえて私どもはこの修正をここに出さなかつたのでございます。

以上のような経緯を辿りまして、私立学校の眞の振興のために、法の運営に當つては公正妥當で、そうしてこれらの私立学校の眞の振興が徒らに政争の具の餌食になることなく、教壇を守られる、特に劣悪な待遇下におかれておる私立学校教職員の上に、国家からの温い手によつて福利厚生面の遺憾なく期されるということ希望条件とすると共に、文部省の言明に対して万全の信頼を置いて賛成するものでございます。

○相馬助治君　私は只今議題と相成つておりまする私立学校振興会法案につきまして、社会党第二控室を代表いたしまして賛成の意思を表明するものでございます。

由來國家財政が貧困を極めまする場合には、いつでもそのしわ寄せが教育財政の面に現われ、悲しくも教育が財政的貧困の理由を以て所期の目的を達し得ないことは、具體的な事実がこれを証明しておるところでございます。而もその教育の問題につきましては、そのしわ寄せが私立学校の経営の面に及びまして、重大なる使命を持つところの私立学校が常に経営の危機に脅かされ、その効果を挙げ得ないことは、これ又多くの事実を以て我々は教訓的に見て參つておるのでございます。日本が真実に文化國家として出発しなければならぬとするならば、当然政府は、恩惠的態度を以て財政を教育の面に割讓するものでもなく、特に私立学校の経営に對して財政的補助を、物を投げ与えるというような恩惠的な思ひ振りを以て投げ与える性質のものでなく、進んで財政的な援助を教育の面に与えて、真実に教育の効果を期待

し、文化国家として立上るために、次代を背負う国民の奮起を要請すべきものであらうと思ふのであります。

とき、甚だ遅くなつたとは申しながら、今日政府が私立学校振興会法案を本院に提案いたしまして、我々にその審査を求めたことに對しましては、私は満腔の敬意を表するものでございます。ただ、本案につきまして私どもがこれを審査して参りましたその過程において、政府当局の善意にもかかわらず、これが運用の面において極めて懸念される二、三の点を発見せざるを得なかつたことを、本員は極めて遺憾と想うものでございます。その第一点は、財政の問題でございます。委員会の質問の中におきまして、同僚加納委員は、本法案において盛られているところの財政は二階から目録の感があるかと批評したのでありますが、誠に悲しくも言い得て妙であると思ひます。従ひまして本法案が如何に名文を以て綴られるといたしまして、この程度の財政、特に二十一億五千万円申しておりますが、うち十七億六千万円は不渡手形にも等しきものでございします。政府が直接支出するものはいます。三億九千万円であり、而もその内容を聞きますというとき、うち一億三千万は戦災復旧の費用を割譲して、即ちその節約分を廻すと説明されておるのであります。現在遅れている日本の国家財政の規模並びにその内容を我々には知るものであります。故に、無下に反對するものではありませんけれども、私が本法案に賛成するためには、その前提といたしまして、当然次の機会における補正予算等の上程に当りまし

て、文部当局は本委員会の意思を率直に代表されまして、少くとも十億程度の増資を期待すべく努力することなくしては、本法案の円滑なる運用は到底期し得られないのではないかと、このことを私は痛感するものであります。(賛成)と呼ぶ者あり)これに關しましては、先ほど局長よりその決意ある旨を表明され、私も又納得いたしまして、その努力を期待いたし、その声明によりまして、少くとも私立学校の経営者或いはこれの關係職員等は多くの希望を持つて明日から教育に立上ると思ふの待を裏切ることなからんことを第一に切望して止まないものであります。

第二点は、役員構成については、当然といたしまして民主的にこれは運営されなければなりません。その資金の大部分が國家の支出に基くところのものであります。故に、文部大臣の監督を必要とするを本法案が規定いたしておりますことは極めて当然であります。従いましてこの筋合からいたしまして、この委員の選任に當つてその人選を誤ることあるならば、私学振興会なるものが、私学關係者にとつて好ましきものであるべきにもかかわらず、これを威嚇し、そうして妙な面から嫌を容れる立場においてのみ十全の能力を発揮し、政府に向つて財政的な予算獲得については全くその手腕白紙に等しいというやうなことが若しも実現するといひましたならば、本法案は私立学校側にとつて、むしろこれはないのがよろしいというやうなことに相成る危険なしとしないのであります。それらの点につきまして種々質疑が行われましたが、私も

○尖鳴三番 私は第一クラブを代表いたしましたして、本法案に賛意を表明するものでござります。國公立と私立とを問わず、その教育は公共性において同一だといふことは申すまでもないと思存します。私学教育の振舞ないために、國會におきましては、昭和二十四年に私立学校法を制定し、その助成を期したわけでございますけれども、現在に至るまでなお不十分な状況にあります。この際に本法案は私立学校教育の振興という立場から一歩前進する意味におきまして、私は賛意を表明するものでござりますが、この際若干の希望を強く要望しておきたいと思ふ次第でございます。

その第一点として申上げる点は、前委員の討論においてもなされましたが、申上げるまでもなく、この資本金の増額について今後政府は極力努力するといふことが一つだと思ひます。次に第二点として申上げた点は、由來この私立学校の管理並びに経営というものは、ややもすると封建的なものが未だに残つておると考えます。我が國の民主化を圖る立場から、先ず教育から民主化といふものを具現して行かなければならぬことは申すまでもないと思ひます。私が、私立学校経営、管理並びに私立学校關係の団体の運営状況を見たり、或いは聞いたところでは、私の見たり聞いたところでは、私のおもひよりも、ややもとの封建的な範圍内においては、少くともこの封建色は未だに濃厚であるといふ点につきましては、私は是非ともこれを運営の面で打破しなければならぬと、このやうなふうに考えておりますし、もう一面におきましては、私立学校によさ

いもの、やはりその私立学校の特殊性に基くところの自主性といふものが多く尊重されなければならない。この二点を私は強く要望するが故に、この運営の面について特に政府において配慮すべきことを要望する次第でございます。具體的に申上げますならば、質疑の各段階において繰返されましたが、要するにこの法案に盛り込まれているところの各機關の人事構成といふものを、役員面におきまして、更には諮問機關であるところの評議員の構成におきまして、飽くまでも私立学校の特殊性とその自主性を損わないといふ立場から、その代表者を入れること、更に具體的に申上げますならば、私は質疑の段階においても応答を繰返した次第でございますが、民主的に結成されておられるところの私立学校の諸団体といふものがあるならば、私はその団体の責任者とか、或いはその団体が自主的に推薦するところの人物といふものは、局長が申されるころの私は運営に適當なる人と言つて毛頭差支えないと思ひます。従いまして、その点につきましては、先ほどから私が前提として申上げましたところの封建的なものを打破し、自主性を確保して行くといふ立場からは是非とも必要だと考えますので、特に要望をいたしておきます。

第三点として申上げた点は、私立学校のこの振舞ない理由としてはいろいろあると考えますけれども、やはりそのうちの大きな一つの理由は、何と言つても私は人だと考えます。その適正なる人を得るといふことが一番大事であつて、そのためには結局待遇条件といふものが問題になります。質疑の過程において承るところによりますと、高等学校の教職員のごときは、國、公立の教職員の僅かに六五%の給与しか受けていないと、このことを承つた次第でございますが、この教職員の生活安定を圖つて、そして私立学校の教育に懸命に働いて頂きたいためには、給与の改善を圖らなければなりません。そのうちで特に私立学校の教職員關係者が要望してゐるところの共済事業の振興につきましては格別の配慮をすべきものと考えます。特にこの法案が狙つてゐるところの共済事業は、財団法人私学振興会の方で助成して、そこでやらせるということになつておりますが、これも質疑の段階において随分と繰返されたことでございますが、この財団法人私学振興会においてやられるところの私立学校の教職員の共済事業を円滑に能率的に実施するためには、公立学校教職員の共済組合の役員構成、それに準じた役員構成を以て、財団法人私学振興会は運営するべきである、そういうことによつて初めて私は成果を挙げ得ると考えるのでござります。この財団法人私学振興会には事務費を全額國庫補助してゐるわけでございますので、それらに對するところの役員構成についての希望といふものも、文部大臣としては強く私は主張できるし、又指導もできるものと考えます。現在の財団法人私学振興会の役員が全く理事者側だけに占められて、多数の教職員の代弁者が一人も入つていないといふことは、公立学校の共済組合の運営審議会の委員の構成あたりと照らして考えると、誠に私は遺憾に存する次第でございます。質疑の段階におき

まして、政府委員からそれらについては今後善処するという答弁があつたわけでございますが、その答弁を忘れることなく実現することを強く要望する次第でございます。

以上三点を要望いたしまして、この法案に賛成するものでございますが、法の運営よろしきを得て、現在苦境にあるところの私立学校教育はいよく振興することを多く期待いたしまして、私の賛成討論を終る次第でございます。

○堀越健郎君 緑風会も本案に賛成いたします。

由来私学が我が国の教育面に非常な貢献をしたことは申すまでもないのがあります。又将来私学に期待するところが非常に大きいのであります。ところが戦後私学の信を往々にして疑われる向きもある中で、経営上その他の面において非常に困難を感じているのではないかと思われるのであります。将来の期待に答えて、当然政府が何らかの措置をしなければならぬ面が多いのであります。種々の事情で困難であることは、よくこの事情はわかるのであります。幸い遅ればせながらこの法案が出たということは非常に私学振興のために喜ばしいことであります。その肝腎の資金の面において、露骨に申しするならば、ないよりあつたほうがましだという現状の程度では我々は甚だ寒心に堪えないのであります。政府におきましては、次年度以降において、委員会において論議されたいような希望をお聞き頂いたことと思ひますが、その希望に十分に副つて資金の面に努力して頂きたいことと、なお役員その他議員の面において、

て、委員会で論議せられた点は十分御了得頂いたことと思ひますので、その点十分お考え頂いて万遺憾なきを期せられんことを希望いたしまして賛成いたします。

○加納金助君 私は自由党を代表いたしまして、本案に賛成の意を表するものであります。

窮乏に悩む私学は、本法案によつてどのくらい私学経営者及び私学教職員が喜んでゐることか御知り知ることができないのであります。これを私学のために喜ぶばかりでなくして、日本の教育の上に誠に慶賀に堪えません。ともすれば消極的の文部省が、この法案をいよいよ立法措置をとつて強く私学の味方をしてくれたということに對しましては、文部当局に對しまして私どもは深く敬意を表します。本案が折角であります。これが本場にその意義をあらしめ、私学及び同僚職員がこの慈雨に潤うや否やはかつて資金の問題と、これが運営に當るところの役員の問題であります。この二点につきましては、他党の皆さんから強く力説されたのであります。ここに再び申上げる必要はありません。どうかこの資金も補正予算なり、或いは来年度におきましては、十分委員会の論議のときに述べられたように、文部当局が一つ強く容れられまして御考慮を願ひたい。

なお且つ委員に當るところのものは、私学の振興であるが故に、私学を最も理解し得るところのものを第一ににする、又私学の関係者の中から何とか多くの役員を選んで、万遺憾のないようにこれが運営をされんことを切に希望いたします。

他は省略いたしまして、以上の二点を加え、これに賛成を表するものであります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言はございませんか……。御意見も尽きたようでありまして、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより採択に入ります。

○高田なほ子君 委員長に要望いたします。我が党が修正案を出しました理由については、特に委員長並びに理事のかたも、理事会においてこれをお認めになられたのでございます。でき得べくんば、その修正まで実は持つて行きたいという希望を非常に強く出したのでございますが、一日も早く本法案を通過させるためには、相当の時日もあることであるから、委員長においてもこの修正案の精神については善処する旨のお話がありました。どうか委員長におかれましては、この修正案を出しました私どもの精神が実現できますように、特に委員長さんにもこの点の御努力を要望いたすわけでござい

ます。これは委員長に対する要望でございます。

○委員長(梅原眞隆君) 了承いたしました。

私立学校振興会法案を議題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 全会一致でございます。よつて私立学校振興会法案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

本院規則第七十二条によりまして、

委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を付することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

加納 金助 高田なほ子
川村 松助 木村 守江
草葉 隆圓 安井 謙
黒川 武雄 白波瀬米吉
堀越 儀郎 山本 勇造
荒木正三郎 相馬 助治
矢嶋 三義

○委員長(梅原眞隆君) なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑、応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしたしまして、御承認を願ひことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時四十二分散会

三月十八日本委員会に左の事件を付託された。

一、私立学校振興会法案(予備審査のための付託は三月六日)

参議院事務局

印刷者 印刷 庁

昭和二十七年四月七日印刷

昭和二十七年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁

昭和二十七年四月七日印刷

昭和二十七年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁

昭和二十七年四月七日印刷

昭和二十七年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁

昭和二十七年四月七日印刷

昭和二十七年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁